慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ヨーロツパ戦争以前のアメリカ労働組合運動：一八九八年より一九一四年に至る
Sub Title	
Author	園, 乾治
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1931
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.25, No.12 (1931. 12) ,p.1760(36)- 1842(118)
JaLC DOI	10.14991/001.19311201-0036
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19311201-0036

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ヨーロッパ戰爭以前のアメリカ勞働組合運動

——一八九八年より一九一四年に至る——

園　乾　治

目次

一　序說
二　『鑛山勞働者組合』
三　『鐵道從業員組合』と『機械金屬業組合』
四　傭主組合の反動
五　『アメリカ勞働聯合』と政治運動
六　急進的勞働組合運動
七　政治運動とストライキ戰術
以　上

一　序說

一八九八年事業界に於て好況時代が再來すると勞働組合の急速なる擴張が從つて起つた。ヨーロッパ大戰前の勞働運動史に於ける何れの時代にありても、爾來五年間に見たるが如き勞働組合の成功は、一八八〇年代に於ては眞に未曾有のことであつた。蓋し是等の年代に於ては五十萬以上の組合員の增加を見たことがなかつたのみならず、其持續性から論ずるも、一八九〇年代と比肩することが出來なかつた。一八九八年に於ては『アメリカ勞働聯合』(American Federation of Labor)の加入者には殆んど增減がなかつた。併し一八九九年には七萬の增加(合計三十五萬)となり、一九〇〇年には二十萬の增加、一九〇一年には二十四萬の增加、一九〇二年には二十三萬七千の增加、一九〇三年には四十四萬一千の增加、一九〇四年には二十一萬の增加を示し、總計百六十七萬六千に達した。然るに一九〇五年には幾分下り阪となつて二十萬近くの加入者を失つたが、其後一九一〇年までは殆んど靜止し、同年から再び增加し始めて一九一三年には二百萬に近い百九十九萬六

千に達した。これは『アメリカ勞働聯合』の加入者に就てみたのであるが、これに加盟せざるものに煉瓦工及び四個の鐵道從業員の組合があり、是等の組合は總計七十萬の加入者を擁してゐるから、兩者を合計すれば一九一三年の組合勞働者は二百七十萬に近いと言ふべきである。（後段第五項參照）

勞働組合の發展を示す良き示標は、組合に加入し得る勞働者と加入せる勞働者との比率である。ジョージ・イー・バーネット（George E. Barnett）は一九〇〇年に於ける組合に加入し得る勞働者の數を二千百八十三萬七千、一九一〇年の數を三千二十六萬七千と見てゐる。此基準によれば一九〇〇年には三・五パーセント、一九一〇年には七パーセントの勞働者が勞働組合に加入せることになる。レオ・ウォルマン（Leo Wolman）は一九一〇年の數をもつと精細に示してゐる。乃ち事業主、俸給者、農業及び商業勞働者、家庭使用人、二十歳未滿の（組合に加入し得ざる）勞働者を除外すれば、加入し得るものは一千百四十九萬九百四十四であり、一九一〇年の推定組合員數は二百十一萬六千三百十七であるから、比率は一八・四パーセントであるが、若し事業主と俸給者だけを除外すれば、其比率は七・七パーセントとなり、前に述べたるバーネットのものと近似して來る。尙ほウォルマンの數字の重要なる價値は各産業別の組合組織を示せることであるが、此處ではこれを總て割愛することにした。

勞働組合の數的發展に伴れて從來組合を有せざりし産業幷に地方、即ち南部及び西部地方に對して組合の擴張が行はれるに至つた。併し乍ら全體として『アメリカ勞働聯合』は不熟練勞働者に對して無關心ではなかつたが、一八九八年以後の十五ヶ年に亘つて上層の半熟練勞働を主として其傘下に齎した。ヨーロッパ大戰が招來したる好況時代に至るまで、全くの不熟練勞働者又は外國語を話す半熟練勞働者は、坑夫及び被服勞働者を別として、之を大なる程度に包括するといふことはなかつた。換言すれば熟練を要する業務の平準以下の者で加入を許容せられたる者は、主として『ナイツ・オブ・レーバー』の暴風雨時代に團結權を主張したると同じ分子であつた。而して一方に於て八十年代以來新に加りたるアメリカの勞働階級即ち東部及び南部ヨーロッパ人と、他方に於て土着及び北部及び西部ヨーロッパ系の移住民とは、未だ尙ほ團體組織の埒外に止つた。

好況時代の出現は、未曾有の規模に於て勞働組合の活動を惹起した。何れの方面に於ても賃銀は增加せられ、勞働時間は短縮せられた。勞働組合の新勢力は一九〇七年十月の金融恐慌に引續く不況時代に立派なる試練を受け、賃銀の値下と闘つて成功した。これと同じよい試練は勞働時間短縮の結果に於ても之を見出すことが出來る。一九〇〇年には八時間勞働が建築業、石切業及び無煙炭鑛業に於て普通であつた。而して印刷業に於て八時間勞働の要求が眼醒しく且つ多大の犧牲を以て闘はれ、八十年代の終九十年代の始に於て『活版工組合』(Typographical Union)は九時間勞働制度の樹立に努力したが、此運動は一八九三年より一八九七年に至る間の不況時代にリノタイプ機が使用せられることとなつて抑制を受けた。併し乍ら斯の如き障碍にも拘らず『活版工組合』は其地歩を確保し、正規の印刷職工のみがリノタイプ機を使用すべきであるといふ政策を採用して、時勢に適應することが出來、更らに一八九八年には書籍幷に端物印刷業の傭主の全國組合である『アメリカ合同活版業組合』(United Typothetæ of America)との協定によつて、殆んど全部の書籍幷に端物印刷工場に於て九時間勞働を獲得することが出來た。

次で組合は一九〇三年には一切の印刷工場に於て一九〇六年一月一日より八時間勞働を施行することを要求したので、これに對して傭主組合は一九〇五年夏總ての組合勞働者をロックアウトした。然るに此事は八時間勞働のストライキを勃發せしめることとなり、『アメリカ勞働聯合』はストライキ勞働者を支援する爲めに全加入者に特別の醵出を命じ、一九〇七年に至つて數百萬ドルを費したが遂に『活版工組合』の勝利となり、一九〇九年には正式に『合同活版業組合』が讓歩して八時間勞働を承認した。

勞働組合運動の發展は此外勞働協約の普及にも其證據を見るのである。團結せる勞働と團結せる資本との協同は一八五〇年以來存在したが、終に一般的に承認せられることとなつたのである。(Commons, History of the Labour in the United States, Vol. II, pp. 521-522; Perlman, History of Trade Unionism in the United States, pp. 163-167; Leo Wolman, Growth of American Trade Unions, pp. 29-33)

二　『鑛山勞働者組合』

勞働組合を承認せしむる勞働組合側の活動は石炭鑛業に於て最も典型的なる局面を見る。『合同鑛山勞働者組合』(United Mine Workers)は無烟炭坑に於てトラストとして一般に知られてゐる小さい且つ結束の堅い事業主に直面し、また鑛業者間に於ける激烈なる競爭による難局に直面して、敵味方双方をそれぞれ團結せしむることに成功し、それと同時に言語の異る多數の勞働者をしてよく訓練の行屆いた從順なる部隊に渾一せしむる勞働組合の内部の大問題を進歩的に解決した。

『鑛山勞働者組合』は一八九〇年に組織せられたのであるが、其以前に於ても、一八七九年以後の二三年間に相當の成功を收めたるものとして『ナイツ・オブ・レーバー』を擧げることが出來る。『坑夫鑛山勞働者全國聯合』(National Federation of Miners and Mine Wokers)は一八八五年組織せられ、數州の事業主の間に聯合協議會を設立した。而して其後に組織せられたる組合は『全國進歩組合』(National Progressive Union)であり、これと『ナイツ・オブ・レーバー』の『第一三五全國諸業協議會』(National Trades Assembly, No. 135)との合併が『鑛山勞働者組合』を生むだのであつた。併し乍ら此新しい團體は數年間不確實の存在を續け、一八九三年以後の不況によつて打擊を受けたが、一八九七年に至つて企てたるストライキの成功を一轉期とし、五年の間にアメリカに於ける最大の組合となつたものである。

『鑛山勞働者組合』の最初の成功は所謂中央無煙坑競爭區域に於て達成せられた。此地域には西部ペンシルベニア、西バージニア、オハイオー、インディアナ、ミシガン、イリノイの諸州が含まれる。成功の端緒は一八八六年團體協約が作成せられたる點にあるが、其範圍は殆んどオハイオー一州に限られ、それすら一八九〇年には衰微に赴き、それと共に組合の加入者も漸減し、一八九四年のゼネラル・ストライキの當時に於ては、會費を拂込める加入者は總數僅に一萬三千に過ぎなかつた。尙ほ右のストライキは一八九三年の賃銀率を維持する爲めに企てられたのであつたが、不況時代に於て、賃銀は一層低下したのである。

然るに『合同鑛山勞働者組合』は加入者が一八九七年には一萬に減少し、其中七千はオハイオー州の者であつたが、四年に亘る失業と窮迫によつて非組合員の大多數の中に覺醒せる相互連帶の精神と市場の上騰を信賴して、突如としてゼネラル・ストライキを宣言した。實質上指導者等には誤算が無つた。十萬以上の炭坑

夫が其命令に服從し、殆んど完全に結束が出來、僅に西バージニア州のみが勞働組合の勢力最も微弱であつて其例外をなしてゐたに過ぎない。『アメリカ勞働聯合』は其組織者の殆んど全精鋭を擧げて此限られたる地域に集注したるにも拘らず、僅々三分の一の坑夫をストライキに誘導し得たに過ぎなかつた。斯かる結果に立到つたのは、他の州に於けるよりも裁判所の干渉が强大であり、裁判所の禁令を以て、大道の示威行列とストライキ勞働者の大衆の會合を一切禁止せるに原因してゐる。或場合には二十名の者が聯邦判事ゴッフ（Federal Judge Goff）によつて官吏侮辱罪に問はれて投獄せられた。西バージニア州のハンディキャップは他の地方からの同情と後援によつて償はれ、全國に亘る多數の組合幷に一般公衆からもストライキ坑夫に對して財政上の援助が與へられた。

一八九七年のゼネラル・ストライキは十二週を經て終熄した。其結末は勞働組合の無條件の勝利であつた。坑夫の賃銀は二十パーセント增加せられ、八時間勞働制度が樹立せられ、會社の販賣部と賃銀の半月拂制度とが廢止せられ、事業主と毎年合同會議を開催して州際の賃銀率を決定する制度を復活した。最後の合同會議は『合同鑛山勞働者組合』を正式に承認せることを意味するものであつた。併し乍ら西バージニア州の事業主はこれに參加することを拒絕した。

州際會議の最初のものは一八九八年一月に開催せられ、坑夫は賃銀の値上に成功したるのみならず、二年間有效であつた協約によつて、イリノイ州に於ては搬出せる粉塵及び不純物をも含む石炭の重量によつて賃銀を計算する出來高拂制度（run-of-mine system）が行はれ、西部ペンシルベニア州以外の各地に於て組合費天引制度（check-off system）が許されることとなつた。此制度は總て組合費其他の掛金を經營者が支拂賃銀より天引し、それを組合に交付する制度であつて、疑も無く總ての勞働者を組合に加入せしめることとなるから、組合の地位を强固ならしめる利益があると共に、勞働者が契約に忠實となるから我儘なるストライキを防止する利益を事業主は受けると主張せられてゐる。何れにしても斯の如き勝利は勿論炭價の上騰する傾向なくしては成就し難いことである。

勞働組合の新に發見したる權力は偉大であつたが、それは中央競爭炭坑區域に極めて不平均に擴がつて居り、其最も堅牢であつたのはイリノイ州で、醵金も多く

蒐集せられた。これに對して最も勢力の脆弱であつたのは西バージニア州で、同州に於ては一八九七年のゼネラル・ストライキの終には、僅々四千の組合員を有するに過ぎなかつた。加之、組合組織を一層擴張する爲めには非常なる困難があつた。それは西バージニア州の坑夫の大部分が黑人又は山地白人で、南部及び東部ヨーロッパ移民よりも團結することが困難であつたからである。然かも西バージニア州は其賃銀の低廉なること炭質の良好なること、ストライキの比較的行はれざること等によつて、他の地方に對して恐るべき强敵となつた。而して西バージニア州の事業主は一年內の勞働日數を他の何れの地方に於けるよりも多からしめ、一噸當の賃銀は低率であるにも拘らず、同州の坑夫は他の州の坑夫に比較して其所得が大して少くはなかつた。

併し乍ら西バージニア州に於てはストライキ及び組合組織の鬪爭に對する裁判所の干涉によつて他の何れの地方にも見ざるが如きハンディキャップを『合同鑛山勞働者組合』が受けてゐた。一九〇七年には西バージニア州の一會社なるヒッチマン石炭骸炭會社の命令によつて一時的禁示命令が下され、會社に雇傭せられてゐる從業員の中『合同鑛山勞働者組合』に加入せざることを誓約せる者に對して組合の組織部員が組合に加入の勸誘をなすことを抑制した。此禁止命令は一九一三年永久的のものとせられた。此區裁判所の決定に對しては巡回控訴院が一九一四年反對したが、一九一七年三月聯邦高等法院が之を支持した。

『合同鑛山勞働者組合』は協約を嚴守するので好評を博した。此事は利己的動機からとまた一般公衆の同情を獲る爲めにも是認せられ、會長ジョン・ミッチェル(John Mitchell)はあらゆる機會にこれを勸めた。而して第一の試練は一八九九年炭價の暴騰せる時に行はれた。勞働者はストライキを敢行すれば賃銀の値上を爲すことが出來たであらうに、彼等は協約を遵奉した。これよりも一層嚴しい試練が一九〇二年の無煙炭坑の大ストライキの時に行はれた。此時には瀝青炭坑夫は臨時大會を開催して、無煙炭坑區域のストライキ坑夫に對し同情ストライキを爲すべきや否やを議した。然るに大多數は事業主との間に締結せる協約を破棄してストライキを爲さざることを決議した。組合が自制力を有する證據が他にもある。乃ち一九〇四年には事業の不況に鑑み中央競爭炭坑區域に於ける賃

銀の値下をストライキを行ふことなくして承認した。

一九〇六年には勞働協約制度は新しい各地の事業主間に現はれたる意見の確執による困難に遭遇した。表面上衝突の原因は、オハイオー州及びイリノイ州の事業主が數個の自治的地方團體に代るべき全國的石炭業者の組合を組織しようとする計畫であつた。これに對してピッツバーグの事業主は反對し、各地の團體が決定權を握る現行の協約制度を支持した。蓋しこれによつて一八九八年の最初の協約によつて獲得せるオハイオー州及びインディアナ州の競爭事業主に對して有する有利なる條件を保持し得るからであつた。此事件に於て坑夫は全國事業主組合に反對し、ストライキが多くの地方に行はれ、結局、賃銀の値上を爲し得たが、州際協定は中止せられ、各地方それぞれの協定が行はれることとなつた。

一九〇八年には一九〇六年の事情が繰返された。此時はイリノイ州の事業主が州際會議に出席する事を拒絶した。州際協定は彼等に嚴しいハンディキャップを附するといふ理由からである。前述の如く一八九七年以來イリノイ州に於ては出來高拂制度が行はれたが、他の州に於ては何れも粗目炭のみに賃銀を支拂つた。合同會議に於ては各州の事業主が一票を有するからイリノイ州に不利なるハンディキャップが持續せられるのである。勿論理論上から言へば他の州に利益を與へる協定を承認することに反對の投票を爲すことが出來るが、『合同鑛山勞働者組合』の勢力がイリノイ州に於て最も强大であつたから、彼等は寧ろ勞働組合と單獨に處置を講ずることを好み、從つて州際協定は單にインディアナ、オハイオー、ペンシルベニアの諸州に行はれるだけであつた。

一九一〇年イリノイ州の事業主は州際協定に入ることを再び拒絶したが、今度は『合同鑛山勞働者組合』が一八九八年の州際協定の舊制度に復することを主張し、四月一日以來中央競爭炭坑區域全體に於て事業が休止せられたが、イリノイ州以外は七月、イリノイ州は九月に至つて協定が成立し、イリノイ州の事業主も屈服したのであつた。次に一九一二年の會議に於ては一九〇六年の州際協定を復活し、イリノイ州の事業主に對する特別の負擔は減ぜられざるのみならず、依然として州際協定の當事者として止ることを餘儀なくせられた。併し乍ら勞働組合はイリノイ州の事業主に對して特別の待遇をなし、粗目炭の賃銀率より出來高拂の

賃銀率を四〇パーセント低廉にし、之を以て粉炭に對しても賃銀を支拂はねばならぬのを十分に償はしめてゐる。一九〇四年の生産制限に關する聯邦政府の報告は勞働組合の議論に根據を與へて居り、終局に於ては中央競爭炭坑區域全體に出來高拂制度を行ふことを『合同鑛山勞働者組合』は希望した。

勞働組合は坑夫を保護する其政策のために事業の組織竝に市場に影響を與へた。組合の政策は市場の全範圍に亘りて競爭的生産費を平均する作用をなした。而して之は競爭の程度を減じ産業を安定せしむる傾向があつた。其反面に於て之は利益を生ぜざる鑛山を廢止する過程を阻止し、現在の如き無煙炭坑の過度の發展を生ぜしめたる責任があつた。

東部ペンシルベニア州の無煙炭坑區域に於て『合同鑛山勞働者組合』が遭遇せる困難は、瀝青炭部門に於けるよりも甚しかつた。第一に此産業に於ては殆んど總ての勞働者が英語を語らざる者であり勞働組合組織が困難であつた。第二に傭主は少數であり販賣政策のみならず勞働政策に就ても頗る緊密なる關係にあつた。それ故に組合は强固なる反對に遭遇せざるを得なかつた。而して一八九七年のゼネラル・ストライキ當時『合同鑛山勞働者組合』は無煙炭坑の勞働者を組織する事に着手し、一九〇〇年九月ストライキを宣告した。此當時組合員は僅に八千に過ぎなかつたが、ストライキの命令に服從したる者は十萬を越え、數週間を出でざるにストライキは事實一般的となつたのである。此ストライキは若しも組合が純然たる經濟的勢力のみに依賴したならば、恐らく失敗に歸したであらう。併し乍ら大統領マッキンレーの選擧事務長なる上院議員マーク・ハンナ（Mark Hanna）が干涉し、事業主が非難ある滑準賃銀支拂制度を廢止し、賃銀率を十パーセント增額し、傭主の委員と爭議解決のために會見することゝした。勿論之は勞働組合の公認にも非ず勞働協約にも非ずして單なる不文の諒解に過ぎない。

一九〇二年に於ては協調の不確定なりしことが不和を生ぜしめ、坑夫は多數の事業主が不文の協定を犯したることを主張し、事業主は諒解を與へざるクローズド・ショップ制度即ち組合員のみを彼用する制度を强制する爲めにあらゆる手段を勞働組合が利用すると非難した。而して一九〇二年の始に坑夫は勞働時間を十時間より九時間に減少し、賃銀を增額し、組合を承認するの要求條項を示し、事業主

が之を拒絶したので、同年五月九日有名なる無煙炭坑ストライキとなつた。此ストライキそのものに就て多く語る必要はないが、十五萬の坑夫が殆んど五ヶ月に亘りて勞働を停止し、全國の總ての坑夫が一週一ドル宛を醵出し、總計二百萬ドルに達する資金を費した。尙ほ資金は此外他の勞働組合及び一般公衆からも醵出せられた。而して十月非常なる石炭饑饉を出現したので大統領ルーズベルトが乘出し、無煙炭鐵道の社長及び有力なる勞働組合役員を召集してホワイト・ハウスに會議を開き仲裁を勸めた。初め事業主は好意を示さなかつたがニュー・ヨークの金融業者の友誼的壓迫によりて委員會の決定に服從する事となりストライキが終熄するに至つた。其結果賃銀率十パーセント値上、八・九時間勞働の要求、組合が量目檢査員を任命する特權を認められたが、組合の公認は次の場合以外には得られなかつた。即ち委員會の設置せる合同仲裁局を維持する費用の半額を負擔する場合が之であつた。此決定に對しては坑夫側に先づ多大の不滿が見られたが、會長ジョン・ミッチェルの努力によりて一般投票の結果漸く之を承認した。

此一九〇二年の無煙炭坑ストライキはアメリカ勞働運動史に於ける最も重要なる事件であつた。勿論一八七七年の鐵道大ストライキや一八八六年より一八八七年に亘るシカゴ無政府主義者の騷擾の如きは社會の視聽を集めたる事件には相違ないが、無煙炭坑ストライキの特色は、數ヶ月に亘つて勞働組合が初めて結束したこと、政府の鎭壓を必要とする現存社會秩序に對する革命的變革であるとの非難を蒙らずして公衆に不便を與へたることにある。然かも之は秩序ある社會を維持する範圍にある勢力であり公衆の同情を得べきものであると認められた。公衆は無煙炭坑業者とトラスト運動とを同一視し傳統的自由アメリカの社會秩序を破壞するものであると認め、尙ほ事業主の卑屈なる手段は一般公衆の同情を失はしむる一原因となつた。それにも拘らず委員會の決定は勞働組合及び外部の同情者の欲するところとは可成の距離があつた。組合を正式に承認することを拒絶して委員會は勞働組合運動を產業經營に認められたる機關としなかつた。彼等は單に不平不滿を表示することを唯一の勞働組合運動の目的なりと見たのであつた。

一九〇二年のストライキの後十ヶ年間無煙炭坑區域に於て勞働組合を發展せ

しむることに成功しなかつた。此事實は生活費用の騰貴せるにも拘らず此方面に於ける賃銀標準が一九一二年に至るまで靜止せることに見出される。一九一二年に於ける無煙炭坑勞働者の賃銀は一九〇二年より僅に增加せるに過なかつた。何故なれば石炭の價格は騰貴し、委員會は噸當の賃銀率の滑準制度を再建したからであつた。組合の最大の弱點は會費を賃銀より差引く制度の缺如せられることであつた。協定が滿期となる直前に會員が俄に增加し、問題が無くなると急激に減少した。スラヴ及びイタリー系の坑夫は勞働組合費の支拂を拒絕した。而して一九〇六年四月一日原協定は滿期となつたのであるが、前年六月に於ける組合員は僅に三萬九千に過ぎなかつたものが、翌一九〇六年四月には坑夫總數の半分が組合員となつて居た。然かも五月には委員會の決定を三年間殘す協定が成立した。

一九〇六年以後の三年間は要するに一九〇三年より六年に至る迄の變化を繰り返したるに過ぎぬ。一九〇九年春に至るまで會員は減少し、勞働組合の承認は拒絕せられ再び原案を三年間延期することとなつた。一九一二年冬、協定を改正する時期が近づきつつある時、三個の無煙炭坑地方に於ける組合員は僅に二萬九千を越ゆるに過ぎなかつたが、組合は賃銀二十パーセントの增加、組合の完全なる承認、組合費の天引協定の毎年の更改を要求した。而して一九一二年四月一日十八萬の無煙炭坑夫のストライキが行はれ、之に對して事業主は何等積極的手段を講ぜず、一ヶ月を出ずして滑準賃銀制度を廢止し賃銀十パーセントを增加し地方の勞働爭議に於ける仲裁機關を改正する條件を以て解決した。之は勞働組合を從來よりも廣く承認することと關聯して居たが何等完全に承認する事を意味するものではない。又組合費天引制度は許されず組合側の要求せる協定を毎年更改することは四年毎に更改する事と改正せられた。而して是等の諸條件は地方の指導者の反對ありしにも拘らず組合が之を承認した。

一九一二年以後に於ては勞働組合は團體組織の事業に最も熱心に從事した。二年以內に加入者は四倍に增加し、ヨーロッパ戰爭に依つて移民が中止せられたるが爲めに、勞働組合の勢力は非常に增加した。次で一九一六年協定が一新せられたる時、坑夫は賃銀の實質上の値上と八時間勞働を許され、又完全に組合が承認

せられることとなつた。斯の如くして『合同鑛山勞働者組合』は事業統制に參加し得るに至つた。最後に此間に於ける組合員の增加は數字を以て示せば次の如くである。一八九八年三萬三千、一九〇〇年十一萬六千、一九〇三年二十四萬七千、一九〇八年二十五萬二千、一九一三年三十七萬八千。(Perlman, pp. 167-180; Savage, Industrial Unionism in America, pp. 82-86; Bimba, History of American Working Class, p. 219. 拙稿『ナイツ・オブ・レーバー』の構成と其勢力の消長」(三田學會雜誌、第二十五卷第三號所載)二四——二八頁、拙稿「第十九世紀末葉に於けるアメリカ勞働運動の概觀」(三田學會雜誌、第二十五卷第八號所載)一六——一八頁參照)

三　『鐵道從業員組合』と『機械金屬業組合』

鐵道從業員の組合は三の團體に分たれる。第一は『機關車技師組合』(Brotherhood of Locomotive Engineers)『鐵道車掌組合』(Order of Railroad Conductors)『火夫機關師組合』(Brotherthood of Firemen and Enginemen)『鐵道乘務員組合』(Brotherhood of Trainmen)より成る。是等の組合は最も古く且つ最も勢力ある鐵道從業員の組合であつて、『アメリカ勞働聯合』に屬せざるものである。第二に鐵道工場勞働者の團體がある。之は『國際機械工組合』(International Association of Machinists)『國際鍛工組合』(International Brotherhood of Blacksmiths, Drop Forgers and Helpers)『アメリカ鐵道車輛工組合』(Brotherhood of Railway Carmen of America)『合同板金勞働者國際同盟』(Amalgamated Sheet Metal Workers' International Alliance)『アメリカ汽罐工鐵船工組合』(Brotherhood of Boilermakers and Iron Ship Builders and Helpers of America)『國際電工組合』(International Brotherhood of Electrical Workers)『國際据付火夫、給油夫組合』(International Brotherhood of Stationary Firemen and Oilers) 第三は最も雜多なる種類を含むものである。『鐵道書記組合』(Brotherhood of Railway Clerks)『鐵道電信工組合』(Order of Railway Telegraphers)『北アメリカ轉轍手組合』(Switchmen's Union of North America)『保線工夫、鐵道工場勞働者國際組合(International Brotherhood of Maintenanance of Way Employes and Railroad Shop Laborers)『鐵道信號手組合』(Brotherhood of Railway Signalmen)が之に屬する。而して第二及び第三の團體を構成する組合は『アメリカ勞働聯合』に加盟してゐる。一八九八年よりヨーロッパ大戰に至る迄、普通に「同胞組合」(brotherhoods)として知

られる鐵道從業員の組合は技師、車掌、火夫及び乘務員の諸組合を意味し最も重要なるものである。

「同胞組合」はイギリスに於て一八五・六〇年代『合同組合』(Amalgamated union)として知られる組合と同樣の種類及び特徴を有し、頗る保守的で主として相互保險を行ひ、ストライキの禁止せられざるを見て大に失望したと言はれてゐる。彼等が保險を重要視したのは彼等の職業上の危險性が頗る大であつて營利的保險會社から保護を受けることが出來なかつたからである。彼等の危險性は一日九人又は一年三千人の死亡者を出し、十七年間に一切の從業者が死亡するか又は全部不能に陷る割合であつたから、營利的保險會社にとりては已むを得ぬことであつたかも知らぬ。然も組合の保險經營は頗る好成績で保險料の如きは會社の保險料に比して三十パーセント以上割安であつた。諸鐵道勞働組合が加入者を多く獲得せるは、全く其保險的特徴によるものであつて、團體交渉等によるものではなかつた。

一八八〇年代の終に諸鐵道勞働組合は熱心に雇傭條件の改善を要求し始め、必らずしも其不可能ならざることを見出した。それは彼等の職業上の地位から、ストライキが行はれる場合に運送業者に莫大の損失を蒙らしめて產業を梗塞する權力を握つてゐることによるのである。從つて彼等は社會に於て十分下級の自由職業者の部類に位するだけの賃銀と其他年功昇進等の特典とを與へられてゐた。年功昇進とは勤務年限に基き職員の自由選擇に基かざる昇進であつて、鐵道の人的勤務は何れの從業員も下級より上級に至る階梯を其一生の順路に於て數回通過するように組織せられてゐるから、古參といふことが非常に重要である。例へば旅客車の機關技師は貨物車の火夫より旅客車の火夫に進み、貨物車の機關技師を經るが如くである。これと同じ經路は制動手より車掌に進む場合にも見出される。それと共に鐵道勞働組合は解雇せられたる場合の訴權を有してゐる。これは差別待遇を大に減ずる效果を有する。彼等は斯かる例外的好條件を賃銀、地位の確實、組合の安定を得てゐるから、一般のアメリカ勞働階級中に於ける制限せられたる階級連帶を考へると、是等の勞働者の部類は賃銀交渉に於て孤立するに至りたることは不思議でなく、また他の好條件を有せざる部類と「混入つた同盟」

を結ぶことを拒絶した方針は、彼等を『アメリカ勞働聯合』の加盟外に居らしむるに至つたことも敢て奇とするに足らない。

熱心なる交渉の行はれたるにも拘らず、事業主と勞働者との間に於ける比較的協調の狀態は、大凡十五個年間持續したが、遂に鐵道會社も鐵道勞働組合も共に統制することの出來ない原因によつて混亂させられた。生活費が漸次騰貴せる爲めに、鐵道勞働組合は賃銀値上の要求を强調した。それと同時に一九〇六年以來聯邦政府が鐵道賃率を嚴重に統制し、增加したる費用を荷主に轉嫁することを殆んど防止したので、茲に鐵道に於ける階級鬪爭が熱心に始まつた。新しい狀態は、數個の賃銀仲裁事件に於て鐵道勞働組合を首肯せしめた。一般公衆は彼等が他の階級の勞働者に比較して舊來の高い實質賃銀率を維持する努力に對して、單に制限せられたる支持を與へるに過ぎないことを彼等は知つた。

最も重要なる事件は一九一二年に於ける五十二の東部鐵道の機關師及び火夫の賃銀値上の運動から生じた。二個の獨立せる仲裁委員會が任命せられ、機關師の委員會は當事者側各一名、公衆の代表五名の計七名より成立して居た。其決定は機關師の滿足を受くることが出來なかつたが、それは第一に値上が少かつたこと、第二に一切の鐵道從業員の賃銀を政府の委員會が決定する强大なる口實を議會と國家に與へることに原因する。後の事はストライキの權利を制限することを意味してゐる。火夫の事件の決定は機關師の事件と殆んど同時に行はれ、何れの側をも滿足せしめることが出來なかつた。

東部鐵道の車掌及び乘務員は次に賃銀値上の爲めに共同動作をなし、鐵道會社が之を拒絶したので、鐵道勞働組合はストライキを斷行する決議をなした。此脅威のストライキはエルドマン法令に對する修正としてニューランズ法案が通過した。これは政府の仲裁する權能を增加し、仲裁委員會の活動に關聯せる條件を特定するものであつた。而して兩者が仲裁に附することに一致し、決定の結果は七パーセントの賃銀の値上を許すことになつたが、東部と西部との賃銀率を同額ならしむる訴願は許されず、又時間外勞働に對する一倍半の賃銀の要求も否定せられた。此決定を勞働者は承認したが、仲裁制度に對する彼等の反感は增々高まつた。

●今一つの仲裁事件は一九一四年に起り西部諸鐵道の機關師及び火夫に關するものであつたが、鐵道勞働組合は公然と仲裁に反對するに至つた。而して決定には傭主及び一般公衆の代表者のみが署名した。此事件の重なる所産は委員會の一中立委員に對して勞働組合が攻擊を加へたることであつた。彼の中立不偏的態度は多額の鐵道證券を所有する數個の會社に彼が關係を有するが故に頗る疑問とせられた。それ故に一九一六年四つの鐵道勞働組合が協同して八時間勞働を要求せる時、彼等は仲裁を考慮することを絶對に拒絶した。斯の如くして戰鬪的勞働組合運動に進化して終つた。

斯の如く鐵道乘務員の勞働組合は彼等の戰術を變更したが、彼等は鐵道業に於ける他の組合の有する地位に增々接近して行つた。彼等が傭主から承認せらるゝことは極めて稀であり、幾分か自由なる鐵道は技師と協約をなし、又他の工場勞働組合と協定をなした。併し乍ら概して言へば斯の如き勞働組合の地位は不確定のものであつた。而して彼等は强力なる反對に對應するために一九〇四年頃「系統聯盟」(system federation)の運動を開始した。之は例へばペンシルベニア鐵道又はイリノイ中央鐵道の如き、特定鐵道系統別の總ての職業別勞働組合の聯盟である。斯の如き系統聯盟の出現は傭主の反感を增々高め、イリノイ中央鐵道の如き若干の鐵道系統は、個々の職業別組合とは協定する事を辭しないが其聯盟と交渉する事は堅く之を拒絶した。

一九一二年イリノイ中央鐵道及びハリマン線に於ける勞働爭議に刺戟せられて『系統聯盟の聯盟』(Federation of System Federations)が組織せられた。之は四十系統が攻擊的計畫を有するものであつた。之より前、一九〇八年鐵道從業員部が『アメリカ勞働聯合』によつて組織せられたが『聯盟の聯盟』は競爭的團體であり『アメリカ勞働聯合』より見れば不法なる組織であつた。而して此間の調節は前者が後者と合併する事によりて成就せられた。これが『アメリカ勞働聯合』の『鐵道從業員部』であるが『聯盟の聯盟』は其會則、役員、戰鬪的目的を捨てず其名稱を捨てたのみであつた。新なる『鐵道從業員部』は四つの鐵道從業員組合を除く鐵道勞働者の重要なる全國組合を總て包括した。(Perlman, pp. 180-186; Marot, American Labor Unions, pp. 29-47)

以上述べたる鐵道勞働組合及び前節に述べたる鑛山勞働組合と異なり、機械及び金屬業に於ける勞働組合は、組合の承認及び勞働協約に於て其努力の酬られる事が多くなかつた。此産業に於ける傑出せる組合は『國際機械工組合』(International Molders' Union)である。後者は一八九一年承認せられたるストーヴ鑄造工の組合と機械及び其他の鑄物の部分品の製造職工を同一の組合に結合した。

一八九八年以來の事業の好況は、勞働組合運動の發達及び石炭業に於ける州際協定の成功と相俟ちて、勞働協約に有利なる空氣を造り出した。暫時、勞働組合の承認と之に關係せる事項等は總ての關係者即ち事業主勞働組合及び公衆に對して勞働爭議の萬能の效果あるものと見られた。而して一八九九年三月『全國鑄物業主組合』(National Founders Association)と『北アメリカ國際鑄工組合』(International Molders' Union of North America)とが一種の協定をなした。之は『ニュー・ヨーク協定』(New York Agreement)として知られるものであつて、勞働爭議が夫々の組合員の間に起りたる時は、滿足なる解決を得る事に直接の利害關係を有する當事者が相當の努力をなし、然かも滿足なる解決を得ざりし場合には、之を仲裁委員會に討議する權能を何れの當事者も有するのである。而して此委員會は『全國鑄物業主組合』の會長と『鐵鑄工組合』の會長若しくは其代表者及び各組合の任命せる二名の代表者より成立する。此委員會の決定は多數決により且つ最後の決定と考へられ、委員會の解決未定の間に於ては、何れの當事者も作業の中止をなす可からざるものであつた。尙ほ又委員會は、爭議が付議せられたる後二週間以内に開催せらるべきものとせられた。此協定は第三者による仲裁と異る純粹の和解主義の勝利であつた。

仲裁委員會の最初の會合は一八九九年五月クリーブランドに開催せられた。之はマサチューセッツ州のウースター及びロード・アイランド州のプロビデンスに於て傭主が拒絶したる組合の最低賃銀の要求を考慮する爲めであつた。此會合は滿足なる結果を得なかつた。鑄物業主及び鑄工の兩當事者が、何れも自己の主張を固執し仲裁委員會は行詰となつた。最低賃銀の問題は極めて重要なるものであり、其後數回この爲めに合同會議が開催せられたのであるが、一時解決した

のみで一九〇二年再び紛糾を來した。次に徒弟の問題に就き鑄工の數は現在の要求を滿すに足りないから、勞働組合が徒弟就業を制限することは廢止せらるべきものであると事業主は主張した。之に對して勞働組合は徒弟の制限が鑄工間の無制限の競爭を惹起し賃銀を切下げるに至る事を主張した。彼等は又職工の等級別の問題に就ても意見の一致を得る事が出來なかつた。

仲裁機關が迅速に活動し得ざる爲めに多くのストライキが發生した。一九〇一年七月一日賃銀增額の爲めにクリーブランドに於て鑄工がストライキをなし、仲裁委員會が任命せられたが解決を下すに至らず、次でシカゴ及びサン・フランシスコに於ても同じ原因からストライキが行はれた。斯の如くして結局『ニュー・ヨーク協定』は滿足なる活動をなし得ざる事が明かとなつた。一九〇三年秋事業は繁榮の頂上に達し、次で深刻なる不況が鑄工に對する需要を減じた。此事情を利用して一九〇四年の始に方り『全國鑄物業主組合』は早速賃銀の値下を行ひ『ニュー・ヨーク協定』の廢棄をなした。其處で一九〇四年四月事業主と勞働者は如何にして協定が有效となるかに就て決定を試みんとした。併し此會議は四日の後、中止せられた。事業主は職工が此協定を多くの場合に破棄したることを主張し、中立の外部の人士の仲裁に服從することを勞働組合が頑强に拒絕したとの理由によつて自分等の行動を是認した。

『ニュー・ヨーク協定』と同樣のものは『全國諸金屬業組合』(National Metal Trades' Association)と『國際機械工組合』(International Association of Machinists)との間に一九〇〇年行はれた。『全國諸金屬業組合』は一八九九年組織せられたものであつた。シカゴ及び他の諸市に於ける機械工の九時間勞働に對するストライキによつて活動の刺戟が與へられ、八週間の熱心なる鬪爭の後、時間短縮の約束を得て事件は解決した。之はアメリカ勞働史に於ける尨大なる協定の一つであるが、僅か一年繼續せるのみで、組合工場に於て九時間勞働を一般的ならしめんとする問題に就て破壞せられた。機械工は其後、主として個人工場と多數の協定を持續したが、一般的協定は終に復活する事が出來なかつた。而して『全國諸金屬業組合』は組合勞働者の妥協し得ざる强敵となつた。

其後十年間鑄工と機械工とは事業管理の要求の爲めに鬪ひ、ストライキに從事

したが、事業は全體として此産業に於ては一九〇〇年に見るが如き勞資間の協同管理の思想を具體化する程接近しなかつたのである。（Perlman, pp. 186-190）

四　傭主組合の反動

機械製造業及び鑄物業に於て協約制度が破壞せられたので、團體交渉及び組合承認の觀念は一頓挫を來した。而して既に勞働組合の壓迫によつて募る事業主の不安は實質上大に增加した。併し乍ら事業の繁榮が繼續し勞働の要求が增加し之が勞働組合を利する限り多くの協定は其儘承認せられた。それ故に一九〇七年――一九〇八年の産業不況が起るまで、協約が一般的に破棄せらるゝことはなかつた。一九〇五年『建築業者組合』(Structural Erectors' Association)は『建築鐵材勞働者組合』(Structural Iron Workers' Union)との協定を破棄し、長年の間勞働爭議が惹き起された。而して之が爲めに暴動をも惹起し、一九一一年には『ロスアンゼルス・タイムス』館の爆破が行はれた。次で一九〇六年には石版業者は勞働組合との協定を破棄し、一九〇七年『合同活版業組合』は印刷工、ストーヴ鑄造業者はストーヴ飾付工及び磨工との協約を破棄し、一九〇八年には湖沼運送業者及び木材運送業者が河海の勞働者との協約を廢棄した。

是等の不首尾の協約の運用に於て邪魔となつたのは、勞働組合の「作用規則」で、これは傭主の工場に於ける管理權の行使に對して課する制限的規則である。之に對して傭主は「生産制限」の方法を協同的に採用する策に出でた。成功せる勞働組合運動は何時も傭主に對して「作業規則」を遵守せしめてゐる。既に一八一〇年代に於て當時の勞働組合が賃銀の値上、勞働時間の短縮と併んでクローズド・ショップ及び徒弟の制限を事業主に課せんと試みたることがある。クロ・ーズド・ショップとは勞働組合の加入者のみを使用することを傭主が承認する制度で、勞働組合の公認又は勞働條件等に關して、勞働者個人と交渉せずして勞働組合の代表者と交渉することを傭主が承認することである。

而して勞働組合が漸次堅實なる持續的團體となるに伴れて、其主力は賃銀より作業規則に移行した。勞働運動者は賃銀が上下する不確定の要因であつて、事業の狀況及び生活費の變動に依存するものであるが、若し一度作業規則を傭主に承

認せしめることによつて、彼等の權能を創造すれば、賃銀の値上はこれに附隨して生ずることを發見した。

是等の作業規則は屢々粗雜にして一方的のものであるが、永い勞働の經驗の所産で、一定の形式を有するに至るまでには永い歳月を費した。元來其目的とするところは防禦にあるから、勞働生活に於て其保護せんとする特定の事件乃ち生活標準、健康、就業の安定、工場内に於ける均等待遇、昇進の機會均等、團體交渉、勞働組合の地位の安全に鑑みて分類するを可とする。例へば個數作業、賞與金制度の禁止の如き賃銀支拂方法に關係せる一切の規則は、傭主の搾取に對する賃銀率の保護を主とするものであり、又一部分は不當の勞作に對する健康の保護をなすものである。其他標準勞働時間と時間外勞働に對する割增賃銀率とを定むるもの、特定時間の繼續作業の保障、又は最低所得の保障に關するもの、不況時期に總ての勞働者に作業を分配に關するもの、或は更らに解雇が已むを得ざるに至りたる時、工場の古參順に基く就業繼續權の承認に關するものがある。是等は總て作業の保護を共通の目的としてゐる。他の種類の規則は職業の分割を邪魔し、徒弟の制限をなすもので、職業團體の交渉權力を――熟練勞働に對する需要を人爲的に維持することを以て、又現在幷に將來に於ける競爭者の數を減ずることを以て、保護するものである。傭主の計略に對抗して勞働組合を保護することは、クローズド・ショップの主張によりて行はれ、又反勞働組合の差別待遇を防止せる爲めに解雇せられたる場合に賠償局に訴へる權利を承認することによりて行はれ、或は更らに昇進に關する古參者の權利を確立することによりても行はれる。

是等の規則を一部分はストライキの實行又はストライキの脅威によつて實現し、又一部分は未だ實現することが出來ないが之を熱心に推し進めて、勞働組合運動は勞働協約の時代に入つた。而して產業管理の問題が、事業主と勞働組合との間の衝突する要求を調節する事となつた。併し乍ら此種の妥協は今尙ほ純然たる試驗に過ぎない。それには一層の誠實と忍耐とを必要とする。夫故に一八九八年以後に於ける勞働協約の短い期間がオープン・ショップ運動に對する序曲をなすに過ぎないことは驚くに足りない。

『全國鑄物業主組合』と『全國諸金屬業組合』は勞働組合と分裂したる後、組織的

方法を以て勞働組合を破壞する運動に入つた。彼等は勞働局(labor burean)を設立し、勞働者が補助を必要とする場合に之を與へ、組合員の使用する勞働者の完全なるカード式記錄を保存した。事業主組合は多數の非組合員或はストライキ破壞者を常に傭入れた。此外、地方的傭主組合も勞働組合を攻擊した。オハイオー州デイトンの傭主組合の如きは最も有力な組合であつた。此組合はストライキを破壞する爲めに設けられたる建設委員會であつて、作業を繼續せる勞働者に賞與を提供する權能を有し、又生產制限の爲めに傭主に賠償金を支拂ふ權能を有した。又總ての勞働者にカードを發行し、職業を轉換する場合に前の傭主の推薦を記入せるものを新なる傭主に提出せしむることとした。此外の地方組合としては『市民同盟』(Citizens' Alliances)がある。之は事業主のみに限らず廣く一般市民の加入を許すもので、唯一の資格制限は何れの勞働團體にも加入せざることであつた。此種の團體は屢々傭主が創立し、一般市民が之に參加するのであつたが、處によつては事業主の組合と市民同盟とが併存することもあつた。

以上述べたる處は主として產業方面に於ける事業主の攻擊であるが、此外法律方面及び政治方面に於けるものもある。一九〇二年『アメリカ反ボイコット協會』(American Anti-Boycott Association)が組織せられた。之は主として製造業者に組織せられたのであるが、彼等は法律の判例を得るために、若干の典型的事件を得るに努力した。「ダンブリー製帽事件」(Danbury Hatters' Case)(詳細は後段に述べる)は其の所產であり、シャーマン・トラスト禁止法(Sherman Anti-trust Law)が適用せられた。政治方面に於ける抗爭は『全國製造業者組合』(National Association of Manufacturers)が關係した。此組合は一八九五年設立せられ、本來純然たる職業上の目的を有するものであつたが、一九〇三年デイトンの事業主の影響によりて勞働組合に對抗することになり、他の傭主組合と產業幷に法律方面に於て協力したが、其主なる活動は政治又は立法方面に存した。

オープン・ショップ運動は一九〇三年より一九〇九年まで有力に繼續せられた。併し乍ら其熱心なる努力及び一九〇七年の金融恐慌以來の事業不振によつて機會が與へられたるにも拘らず、見るべき成功を收めなかつた。勿論、勞働組合運動の急速に發展することを制御したる要因ではあつたが、其勢力を減殺する力を殆

んど有しなかつた。加之、勞働組合は賃銀の減少を防止せんと試みたることさへある。尙ほ勞働組合が一般に其地位を確保したのは競爭的産業に於てであり獨占的若しくは半獨占的合同によりて事業主の數の減少せる産業に於ては之と趣が異つた。

製鋼業は顯著なる一例をなしてゐる。一八九二年のホームステッドに於けるストライキはピッツバーグの製鋼工場から勞働組合を絶滅せしめた。之に續いて一八九三年には『合同鐵鋼勞働者組合』（Amalgamated Association of Iron and Steel Workers）が又打擊を受けた。斯の如くしてピッツバーグ市外のアレガニー郡の製鋼工場は一九〇〇年に至らざる前に、勞働組合を一掃し、ピッツバーグに於ても一八九〇年より一九〇〇年に至る迄に、勞働組合を一掃した。而して勞働組合の存續せるはピッツバーグ西部の製鐵工場とイリノイ州の製鋼工場幷に全國の板金錫及び鐵帶製造工場のみであつた。一九〇〇年製鋼業には一大合同運動が開始せられ、勞働組合の役員を驚かした。年來の敵であるカーネギー製鋼會社は斯の如き合同運動に於て容易に首位を占め、合同に參加せる總ての工場から勞働組合を追放することを主張するものと見られた。其處で勞働組合は新しき合同の組織せられる此機會を利用して、組合の承認をなさしめんとした。

次で一九〇一年七月合同勞働組合はアメリカ鐵板會社に對して一切のその工場に對する賃銀表を承認せんことを求めた。之に對して會社はアメリカ板鋼會社が同意すれば異議なきことを明にしたが、後者が拒絶したるために前記の二會社及びアメリカ鐵帶會社に對してストライキが開始せられた。而して七月十一日以後三日に亘つて開かれたる會議に於て、是等の會社は非常なる讓歩をなして解決せんとした。即ち一工場を除く一切の錫板工場前年承認したる一切の板金工場及び從來非組合工場なりし他の四工場、前年承認せる一切の鐵帶工場に之を適用することを申し出た。それにも拘はらず勞働組合の代表者は之を拒絶し、最初の要求を固執して、八月合衆國製鋼會社の工場に勞働せる總ての勞働者にストライキを行はしめた。然るに同月中旬に至りて組合側の違算が發見せられた。新設の製鋼會社は其の偉大なる勢力を以て勞働組合を粉碎せんと準備してゐた。組合の和解の申出は拒絶せられ、同月末ストライキは終を告げ、斯くして製鋼業は

勞働組合運動に對して門戸を堅く閉鎖した。（Perlman, pp. 190-198; Marot, p. 120; Commons, pp. 524-528; Bimba, pp. 229-230）

五　『アメリカ勞働聯合』と政治運動

一九〇〇年以後に於て勞働組合は漸次其數を增加した。今『アメリカ勞働聯合』と一切の組合の加入者の統計を示せば次の如くである。

年代	勞働聯合	一切の組合
一九〇〇	六七五、〇〇〇	八六五、〇〇〇
一九〇二	一、〇〇〇、〇〇〇	一、三七四、三〇〇
一九〇三	一、四五〇、〇〇〇	一、九一二、九〇〇
一九〇四	一、六七五、〇〇〇	二、〇七二、六〇〇
一九〇六	一、四二五、〇〇〇	一、九〇六、三〇〇
一九〇八	一、六三〇、〇〇〇	二、〇九〇、四〇〇
一九一〇	一、五五〇、〇〇〇	二、一三八、〇〇〇
一九一二	一、七八〇、〇〇〇	二、四四〇、八〇〇
一九一四	二、〇〇〇、〇〇〇	二、六七四、〇〇〇

之に依れば『アメリカ勞働聯合』の加入者は十四年間に二倍以上に增加した。――一九〇〇年の六十七萬五千より一九一四年の二百萬に增加した。然るに一切の勞働組合と合せれば同年間に八十六萬五千より二百六十七萬四千に增加した。夫にも拘らず依然として多數の不熟練勞働者は組合に加入せざるの者が多數であつた。不熟練勞働者を組織する事の必要は『アメリカ勞働聯合』も毎年の大會に於て明言する處であるが容易に普及しなかつた。一方に於ては事業主の團結が增々强固となり、狹い個別的同業組合の到底彼等と對抗し得ざることが明かとなり、產業別組合が力說せられるに至つた。併し『アメリカ勞働聯合』は依然として產業別組合に反對の態度を示した。一九〇三年の大會に於て彼等は產業別組合を非難し所謂、產業別勞働組合の主張者は有效なるストライキは職業の如何を問はず總ての勞働者が參加せる時實現せられると主張するが、之は從來のストライキの歷史が立證してゐない。間々斯の如きストライキが成功する事が

あるが多くは總ての人に弊害を生じ易いと言つて居る。一九一二年の大會に於て坑夫組合の代表者が產業別組合に關する決議を提出したが否決せられ一九一四年の大會に於ても同じ過程が繰り返された。

遮莫、勞働組合運動は斯の如くして漸次其勢力を增加したが、聯邦國及び州の立法に對しては其經濟力を反映しなかつた。立法に於て成功せざりし原因は『アメリカ勞働聯合』が新なる方面に擴張し、殆んど其全勢力と財力とを傾注したることにあるが、尙ほこれよりも大なる原因は共和黨內部と議會とに於て資本家の支配權が堅固となつたことにある。其好例は官業に於ける八時間勞働法の計畫に見ることが出來る。從來『アメリカ勞働聯合』の指導者は立法による勞働時間の減少に多くの期待を掛けなかつた。一八九〇年に達せられたる立法による婦人の勞働時間の短縮運動は、勞働組合の努力によるに非ずして人道主義者と社會事業家の賜物であつた。『アメリカ勞働聯合』は婦人及び少年勞働者に對する斯の如き法令を支持したが、靑年男子勞働に關しては之を勞働組合の活動に一任することを欲した。唯例外をなすものは官業の勞働時間のみであつた。

合衆國八時間勞働法が『アメリカ勞働聯合』の注意を受くるに至つたのは一八八〇年代の終であつた。此時、官業の八時間勞働を規定せる一八六八年の法令が大改正を受けた。此法令は一八八七年の高等法院の判決によれば、これは官吏の手引たるに過ぎず八時間勞働條項を有せざる契約には其適用がないものとなつた。此判決に反對するために一八八八年特別法が勞働聯合の支持によりて通過し、合衆國印刷局及び郵便遞送人に對する八時間勞働制度が確立せられ、次で一八九二年一般的八時間勞働法が通過し、之によつて合衆國の一切の官業に於ては直接政府の指導の下にあると請負の下にあるとを問はず勞働時間を八時間と規定したが、其後數年間此法令は合衆國檢事總長によつて殆んど空文とせられた。

一八九五年『アメリカ勞働聯合』は熱心に滿足なる八時間勞働法の爲めに努力を開始し、翌年下院に於ては八時間勞働法案が滿場一發を以て可決せられたが、上院に於ては提案後讀會が引延され、長い會期の間無爲に終つた。次の一八九八年—一八九九年の短い會期に於ては同法案は苛酷なる取扱を受け採決が行はれなかつた。而して一八九九年—一九〇一年の議會に於て、八時間勞働法は再び下院

を通過したが、上院に於ては採決に至らずして止み、一九〇二年、又復法案は下院を通過したが、上院の委員會は報告さへもしなかつた。同年の八時間勞働法案の讀會に於ては『全國製造業者組合』が初めて反對の意思を表明した。

一九〇四年下院の勞働委員會は、商務省に對して法案の特徴を調査すべきことを勸告して、法案を脱線せしめ、一九〇六年下院の勞働委員會は會期の終の切迫せる時八時間勞働法案に好意を有することを報告し、然かも委員の多數が之に署名する機會を與へずして、法案の通過を可能ならしめた。而して次の二期には勞働委員會から一般的八時間勞働法に關する報告を得ることが出來なかつた。一九一一年―一九一三年の議會に於ては『アメリカ勞働聯合』は新しき計畫を立て政府の請負工事は一切八時間勞働制度の下に於て之をなすべきことを要求する法案を作成した。各省の間で最も重要視せらるゝ所は海軍の造船所に於ける作業であつた。此法案は『アメリカ勞働聯合』の支持を受け、若干の修正を經て一九一二年六月民主黨が多數を占むる下院及び共和黨が多數を占むる上院を通過し大統領タフトが之を裁可した。

『アメリカ勞働聯合』が政府に對して多少の勢力を有する事は禁止命令反對法案の浮沈によつて知ることが出來る。『アメリカ勞働聯合』はユージン・ヴィ・デブス（Eugene V. Debs）の事件によつて禁止命令の苛酷なることを知つた。一八九六年間接官吏侮辱罪に陪審官を付する法案が提出せられ、上院を通過したが、下院に於て否決せられた。次で一九〇〇年勞働組合をシャーマン・トラスト禁止法の適用より除外する法案は、僅かに八名の反對ありしのみにて下院を通過したが、上院を通過することが出來なかつた。一九〇二年には禁止命令反對法案が下院を通過した。併し乍ら其後に於ては勞働者の經濟力の使用に對する法律上の干渉を除去するが如き法案に對して、議會の有力分子は努力を拂はなかつた。

併し乍ら此一方に於て、裁判所に於ける判決は事態を一層重大ならしめ、一九〇八年―一九〇九年にはその絶頂に達せしめた。一九〇八年二月ダンブリー製帽工事件（Danbury Hatters' Case）はシャーマン・トラスト禁止法の下に於て州際ボイコットによつて惹起されたる事業上の損失に對し、勞働組合員はその私有財産の有ら限り金錢上の責任を有すべきことが大審院の判決によつて示された。これと

對應すべき事件は同一週間に勞働者が勞働組合員なるが故に鐵道會社が差別待遇をなすことを禁止するエルドマン法令（Erdman Act）の一部分を憲法違反なりとしたる高等法院の判決がある。其後一年を經てセント・ルイスに於けるバック・ストーヴ會社のボイコット事件に於て『アメリカ勞働聯合』の最も卓越せる役員ゴンパース、ミッチェル、モリスンの三人がコロンビヤ區の下級裁判所によつて會社が曾つてボイコットされたる事實を組合の機關雜誌『アメリカン・フェデレーショニスト』に掲載して禁止命令に違反したる廉を以て六ヶ年乃至一ヶ年に亘る下獄を宣告せられた。

斯の如き事件はアメリカの勞働組合運動を無氣力ならしめるものではないが其政策の變化をなさしめるに至つた。即ち『アメリカ勞働聯合』は政府を支配するために傭主と競爭せざるを得なくなつた。此間の事情は毎年の大會に於て採擇せられたる決議によく示されて居る。一九〇二年の大會は執行委員會が『アメリカ勞働聯合』の作成せる法案の支持を充分に誓約する人士を候補者に指名し選擧する手段を講ずる權能を與へられた。之に從つて一九〇四年の議員候補者に提出すべき多くの質問を用意した。

一九〇六年の議員選擧に於て『アメリカ勞働聯合』は一層活動的となり同年初め執行委員會は加盟組合をして勞働階級の要求に贊成せざる候補者の指名を防止することを命じた。而して勞働階級の選擧運動は勞働代表委員會の手に收められ、勞働組合の辯士は勞働者の要求に反對する地方に送られた。戰端はメイン州の下院議員リッツルフィールド（Littlefild）に對して開かれ、ゴンパース以下多數の組合役員が派遣せられた。併し乍ら彼は前回よりも得票を減じたが矢張再選せられた。積極的勝利はシカゴの電信工組合のマクダーモット（McDermott）が選擧せられた一事のみである。併し乍らゴンパースは勞働階級の要求に對する强敵の大多數を斃したることは、勞働階級が完全に其政治的勢力を行使するに至りたる時以上の打擊を加へたものであると主張した。次の議會に於ては更らに敵意を增加し『アメリカ勞働聯合』の大會は新政策を承認したが、之と同時に用意周到に、彼等は何れの黨派にも屬せず又獨立の勞働黨を組織する意思をも有せざることを附加へた。

併し乍ら一九〇八年の大統領選擧に於て『アメリカ勞働聯合』は民主黨と協力した。而して同年三月多數の加盟せる全國組合の幹部及び農民組合の代表者が出席せる反對大會に於て、組合勞働者は大統領候補者、議員候補者又は其他の官吏の候補者たるを問はず、來るべき選擧に於て彼等の敵を擊破する爲めに斷然たる處置をなすべきことを明言した。第二の手段は『アメリカ勞働聯合』の要求條項を兩黨派の政綱委員に提出することである。禁止命令反對の政綱の文言は民主黨の首領と協議して形成せられ、一九〇四年以來『アメリカ勞働聯合』が要求せる事業の權利を保護するために禁止命令の發布を禁止することを削除し、其代りに莫然と勞働爭議に對する禁止命令の發布に反對する記述と法廷侮辱罪に對する陪審裁判に贊成する宣言を以てした。

共和黨は『アメリカ勞働聯合』の成功に多くの注意を拂はず、而して一八九〇年代の初、聯邦判事として勞働爭議に對する最も有力なる禁止命令發布の責任あるウィリアム・ハワード・タフト（William Howard Taft）を大統領候補者に、シャーマンを副大統領に指名した。之に對して民主黨はブライアンを候補者に擧げた。『アメリカ勞働聯合』は民主黨が禁止命令に反對の故を以て民主黨を支持するように勸請せられ、其機關紙に於て極力共和黨の政綱と候補者とを攻擊した。ゴンパースはこれがブライアンに贊意を表するのと同一であることを認めたし、また彼自身もタフトは禁止命令の旗手であるとも言つたが、然かも彼は政黨を支持する重大なる責務を果しても、勞働者は政黨に參加するに非ずして其主義に贊成するのみであると明言した。斯の如くして總ての有力なる非社會主義的勞働組合の幹部はゴンパースの指導に從つた。之に反して社會主義者の投票は前回の一九〇四年と大差無かつた。之は彼等の候補者デブスに行くべかりし少からざる勞働者の投票が、ブライアンに奪はれたことを示してゐる。尙ほ序乍ら此選擧戰は三百二十一票對百六十二票の差を以てタフトの勝利ブライアンの敗北に歸した。此得票は民主黨の投票の五十一パーセント六に對する四十六パーセントの割合を示すものである。

一九一〇年の議會選擧に於て『アメリカ勞働聯合』は味方を助け敵を罰する政策を繰返したが前よりも巧妙に政黨に參加することを回避した。多數の進歩的

共和黨員は民主黨候補者と同樣に强い支持を受けたにも拘らず議會に於て民主黨が多數を占めた事は『アメリカ勞働聯合』が政治の一部門に進入する事を示すものである。加之勞働組合の加入票を有する十五人の者が議員に選擧せられ剩へ『合同鑛山勞働者組合』の前書記ウィリアム・ビー・ウィルスン（William B. Wilson）は下院の勞働委員會の議長に選擧せられた。

大統領タフトの下に於ける議會は『アメリカ勞働聯合』が十五年來主張したる立法の大部分を通過させた。此間には官業請負業に對する八時間法及び海員に契約の自由を與へる海員法があつた。又鑛山局（Burean of Mines）が鑛山勞働者の福祉の爲めに設置せられ、次で勞働省（Department of Labor）が設置せられ、又シャーマン・トラスト禁止法及び其他の聯邦法令の下に於て勞働組合を壓迫する爲に司法省をして資金を使用せしむる充當法案の附帶決議を攻擊した。加之、電信電話を州際商業委員會の監督の下に置き、正當の理由ありと認めたる時は州際商業委員會が鐵道運賃の引下を命じ得ることとし、又高等法院はトラスト禁止の方針に基いてスタンダード石油會社とアメリカ煙草會社とに解散を命令した。

而して一九一二年の大統領の選擧戰に於ては前大統領ルーズベルトと現大統領タフトとの間に意見の確執を生じ共和黨の指名大會がタフトを指名したる爲めにルーズベルト一派は進歩黨の名稱を有する新政黨を樹立した。之に對して民主黨はニュー・ジャーシー州知事ウッドロー・ウィルスン（Woodron Wilson）を指名し、此處に三者鼎立戰となつたが、共和黨の分裂が禍因をなしウィルスンの大勝に歸した。共得票はウィルスン四百三十五票に對し、ルーズベルト八十八票、タフト八票で、比率はウィルスン四十一パーセント八、ルーズベルト二十七パーセント四、タフト二十三パーセント二の割合であつた。此選擧戰に於てゴンパースは民主黨が提案せる勞働者に有利なる法案を指摘し、勞働者をして各自の結論を抽出せしむる事とした。『アメリカ勞働聯合』の立法計畫の重要なるものであるトラスト禁止法案を勞働組合に適用せざること及び禁止命令を以て勞働爭議に裁判所が干涉せざることは未だ實現せられなかつた。而してウッドロー・ウィルスンの當選によりて民主黨多數の議會が成立し、これに依りて『アメリカ勞働聯合』の政友が政治の各部分を支配することとなり、ウィリアム・ビー・ウィルスンは勞働大臣に任命

せられ、其後七年間は勞働聯合は政府黨となつたのである。斯くして一九〇六年編成せる政治的綱領は漸く結實する樣に見えた。(Perlman, pp. 198-207; Commons, pp. 30-533; Bimba, pp. 228-229; Schlesinger, A Political and Social History of the United States, pp. 461-466; Wolman, pp. 63-64)

六　急進的勞働組合運動

一九〇四年以後十年間に亘つて『アメリカ勞働聯合』は非組合員を使用する事業主并に裁判所に對抗して防禦的政策を續けなければならなかつた。之は併し乍ら總ての組合の態度ではなく急進的に反對が發達しつゝあつた。其一つは『アメリカ勞働聯合』內部に於ける社會主義的知識階級の主張する社會主義的政綱を有する政黨を主張し、彼等は同時に職業別組合の代りに產業別組合主義を採らんとした。而して『アメリカ勞働聯合』外部に於ては、社會主義者の指導の下に成立し、間もなくサンディカリストの手に落ちたる『世界產業勞働者組合』(Industrial Workers of the World)の旗幟の下に進軍した。併し一九〇五年以後の勞働聯合の保守主義者と急進主義者の間の問題を充分に理解するには、更に之よりも遡つて根本を研究する必要がある。社會主義運動はストレッサー及びゴンパースの日和見的勞働組合運動の發生したる後に於ても全然解消したのではなかつたが、一八八〇年代を通じて少數の知識階級及び知識的勞働者に傳へられたのみであつた。彼等は其主義のために『ナイツ・オブ・レーバー』及び『アメリカ勞働聯合』と賃銀闘爭に於て熱心に協力する態度を取つた。既述の如く葉卷製造業、家具製造業、釀造業及び此外のドイツ人の從事する職業に於ける組合には多數の社會主義者があり、又ニュー・ヨーク、シカゴ、クリーブランド、セント・ルイス、ミルウォーキー共他の都市に於ける『勞働組合聯合』の指導者の內にも社會主義者があつた。

一八八六年に於けるニュー・ヨーク市長の選擧に於て社會主義者はヘンリー・ジョージ(Henry George)及び勞働組合と協力し、其後に於ては勞働組合員の內に好意を寄せる者が多かつたが、內部の不和の爲めに其多くは去つて終つた。而して社會主者義の團體は一八七七年以後『社會勞働黨』(Socialist Labor Party)の名を以て存續し、一萬近くの組合員を有したが其活動は政治的ではなかつた。而して斯の如き

狀態はダニエル・デレオンの出現するまで續いた。

ダニエル・デレオン（Daniel De Leon）は一八五二年オランダ領西インドに生れ、一八七二年ニューヨークに移住し、一時コロンビア大學の語學の教師となつたが、一八八六年のヘンリー・ジョージの市長選擧戰に關聯して勞働運動に入り、一八九〇年には社會主義團體の牛耳を執るに至つたことが見出される。彼はアメリカの勞働運動も他の諸國の勞働運動と同樣に社會主義的であるべきことを知つた。而して彼は『ナイツ・オブ・レーバー』幷に『アメリカ勞働聯合』の中に社會主義を實現せんと努力したが、其成らざるを見て、別の斷然たる處置に出づるに至つた。乃ち一八九四年サムエル・ゴンパースを勞働聯合の會長の選擧に於て破つたが、其翌年彼が再選せられ、社會主義を拒否するに及んで、デレオンは之と分離し、同志を糾合して『社會主義產業勞働同盟』（Socialist Trade and Labor Alliance）を組織した。

然るにこれは其立脚點より極めて不幸なる發足をなした。蓋し社會主義者はこれを目して勞働界の統一を紊るものなりとし、勞働組合運動者はこれを許し難き罪惡なりと看做した。それ故に始めより寧ろ失敗を續けたものと言ふべきで、社會主義的思想を有する勞働組合運動者であつても之に參加するものは多くなかつた。加之、多くの勞働組合の指導者はゴンパースに走つた。而して最後にデレオンが支配權を掌握せる當初より反對を續けたる『社會勞働黨』の一部の者は一八九八年反旗を翻して他の社會主義團體と合同し『社會民主黨』（Socialist Democratic Party）を組織した。これは一九〇一年の統一大會に於て『アメリカ社會黨』（Socialist Party of America）となつたが、其決議に示すが如く「勞働組合は歷史的必然性により政黨參加の問題に就ては中立の地步に立ちて組織せらるべきものなり」と云ふが如く社會黨とは區別すべき存在であつた。

一九〇四年秋『アメリカ勞働聯合』を除名せられたる六名の勞働者が、勞働組合を新しき基礎の上に建設することの必要を主張し其實行に着手した。それは『大ブリテン合同機械工組合』のアメリカ代表者アイザク・コーウェン（Isaac Cowen）『アメリカ勞働勞働者組合』の財務書記長クレアレンス・スミス（Clarence Smith）前記組合の機關紙『勞働者の聲』（Voice of Labor）主筆トーマス・ジェイ・ハッガーティ（Thomas J. Haggerty）『鐵道從業員合同組合』會長ジョージ・エスツ（George Estes）前記組合の財

務書記長ダブルユー・エル・ホール（W. L. Hall）及び『合同釀造勞働者組合』の『釀造新聞』（Brauer Zeitung）主筆ウィリアム・イー・トラウトマン（William E. Trautman）であつたが、是等の革命的勞働組合の指導者は保守的勞働組合の進展の遲々たるに慊らずして、一九〇五年二月三日に至つて愈々新しき勞働團體を組織する爲めに、六月二十七日シカゴに於て大會を開催すべき宣言書を公布した。

而して此招集に應じて當日參集したる代表者は總數百八十六を算へ、十二日間討議をなしたる後『世界產業勞働者組合』（Industrial Workers of the World）（アイ・ダブルユー・ダブルユー）（I. W. W.）が成立した。大會に代表せられたる組合の最も重要なるものには二萬七千の加入者を有する『西部坑夫聯合』（Western Federation of Miners）一萬七千名を有する『アメリカ勞働組合』（American Labor Union）三千を有する『合同金屬勞働者組合』（United Metal Workers）二千名を有する『合同鐵道從業員組合』（United Brotherhood of Railway Employees）一千四百五十名を有する『社會主義職業勞働同盟』（Socialist Trade and Labor Alliance）があり、出席せる主要人物中にはユージン・ヴィ・デブス（Eugene V. Debs）ダニエル・デレオン（Daniel De Leon）ウィリアム・ディ・ヘイウッド（William D. Haywood）等がある。

此新しき團體『アイ・ダブルユー・ダブルユー』の主義に就ては、會則の前文に次の如く述べてある。

「勞働階級と傭主階級とは共通の何物をも有しない。何萬と云ふ勞働者の間に飢餓と缺乏とが見出され、傭主階級を構成する少數の者が人生の善きものを一切所有する限り、平和は存在しない。

「是等兩階級の間に於ける鬪爭は、總ての勞作者が產業界幷に政治界に於て團結し、何れの政黨にも加盟することなくして勞働階級の經濟組織によつて、勞働の所產を自己の所有にするまで、繼續せざるを得ない。

「漸次其數を減ずる少數者の手中に、富が急速に獲得せられ產業統制が集中せられる爲めに、勞働組合をして傭主階級の膨脹して止まざる權力に對抗することを不可能ならしめる。蓋し職業別勞働組合は同一產業に於ける一團の勞働者をして他の一團の勞働者に對抗せしむるに至らしめる事物の狀態を釀成せしむるからである。職業別勞働組合は勞働者が傭主と共通の利害

關係を有すると信ぜしむる樣に傭主階級を助けるものである。

「是等の悲むべき狀態が改善せられ勞働階級の利益が伸張せらるゝのは、只何れの一産業又は總ての産業に於ても、其の總ての關係者が其一部門に於てストライキ又はロックアウトが行はれたる時、若し必要なれば作業を停止し、之に依りて一人に對する侵害は總てに對する侵害とするが如き方法に於て團體を組織せしむる方法によるのみである。」

此新しき團體は非常に雜多なる要素より成り社會主義者、サンヂカリスト、無政府主義者勞働組合主義者等を含むが故に成立後間も無く內部の紛爭と軋轢とが生じた。一九〇六年シカゴに於ける第二回大會は六萬の勞働者を代表する九十三名の代表者が出席したが彼等は二派に分れて對立した。一はビンセント・セント・ジョン（Vincent St. John）が指導する『アイ・ダブルユー・ダブルユー』の本部の代表者であつたが最も重要なる團體たる『西部坑夫組合』は遂に脫退し、此運動を非常に弱めた。尙ほ又間も無く政治派と産業派との間に軋轢が生じた。而して此頃より組合の加入者は漸次減少し有效會員は僅か五千名となつた。一九〇八年に於ける第四回大會は組合を二分せしめる大なる紛爭が生じた。其一はミシガン州デトロイトに本部を有し、他はシカゴに本部を有するもので前者は遂に分立するに至り後者が『アイ・ダブルユー・ダブルユー』として存續した。然かも彼等は一九〇五年に採擇せられたる主義を捨て、政治運動に關する文言を削除し、前文の第二節を次の如く改め、更に新しき二節を附け加へた。

「是等兩階級の間に於ける鬪爭は、世界の勞働者が一階級として組織せられ土地及び生産機關を所有し賃銀制度を撤廢するまで存續せざるを得ない。

「保守的箴言「公正なる一日の勞働に對する公正なる日給」に代るに、我々の旗に我々の革命的標語「賃銀制度を廢止せよ」と記さなければならぬ。

「資本主義なくしてやつて行く事は勞働階級の歷史的使命である。生産の軍隊は組織せられねばならぬ。單に資本主義との日常の鬪爭の爲のみならず資本主義が顚覆したる時生産を實行する爲にも。

「産業別に組織する事によりて我々は古い殼の內に新らしき社會を建設しつゝある」。

斯くの如き行動によりて『アイ・ダブルユー・ダブルユー』は純然たる産業上の團體となり明に勞働者の政黨を必要とする者をも排斥した。

『アイ・ダブルユー・ダブルユー』の組織に就ては『アメリカ勞働聯合』の缺點に鑑みた。地方産業別組合は地方同業勞働組合に相當するものであるが後者より多くの權能を有し一地方に於ける一産業に從事する勞働者を盡く其加入者とした。次に全國産業別組合は地方産業別組合の特定數が成立せる産業に於て組織せられ其代表する産業に於ける勞働者の共通の利益のために地方組合を統制するものであつた。尙『アイ・ダブルユー・ダブルユー』は類似産業の總ての全國産業別組合が參加する産業部門（industrial department）を包括する。而してそれは（一）農業、土地、漁業、水産業、（二）鑛業（三）運輸通信業（四）製造工業及び各種生産業（五）建築業（六）公共事業の六部門に分たれるのである。次にアメリカ勞働聯合の都市中央組合に相當する産業別地方協議會は地方産業別組合が必ず參加すべきものであり、前者の任意に參加せしむると異なり其地位も比較的重要であつた。

全國産業別組合、地方協議會及び總執行委員會の何れに權力を有せしむべきか即ち中央集權たるべきか、若しくは地方分權たるべきかは、『アイ・ダブルユー・ダブルユー』の指導者の大に頭を勞したる問題である。之に就ては第二回大會に於て一代表者は米國の政治組織の弊害を說き全國組合の權力を制限し全體としての組織に總執行委員會が多くの權力を有せしめることを主張し之を承認せしめた。而して其後に於て總執行委員會の權限は增々擴張せられたが、一九一三年に至りて斯くの如き集中的統制に對する反對が勢力を占め、同年の大會に於て其目的を一部分成就した。

次に『アイ・ダブルユー・ダブルユー』の手段に就てビンセント・セント・ジョン（Vincent St. John）は次の如く述べてゐる。

「革命的團體として『世界産業勞働者組合』は時間と精力を用ふる事最も少なくして收穫を得る如何なる又一切の手段をも用ふる事を辭しない……傭主と結びたる如何なる條件も最後のものではない。賃銀制度が存續する限り總ての平和は武裝的休戰である……

『アイ・ダブルユー・ダブルユー』は長期のストライキの成功する時代の過ぎ

去りたることを知る……

『アイ・ダブルユー・ダブルユー』は我々の團體の勢力によりて奪取し保持する力を有するもの以外に傭主は何事も讓歩しないことを主張する。夫故に我々は傭主と如何なる協定をもなさうと試みない。

「ストライキによつて傭主から妥協せしむることが出來なければ作業は再び繼續せられ傭主をして勞働者の要求に讓歩せしむるためにサボタージュが用ひられる」。

斯の如くして『アイ・ダブルユー・ダブルユー』は傭主との關係に於ては革命的手段を採用した。彼等は勞働階級のために奮闘し沒頭し、勞働階級の大部分の注意を惹きたる少數のストライキを行つた。從つて資本家は忽ち此新らしき團體を非難し之を粉碎する爲めに、時を移さず熱心に努力した。

併し乍ら一時成功したるにも拘らず『アイ・ダブルユー・ダブルユー』は共創立者が目論見たる終局の目的に到達しなかつた。それは大多數の勞働者を團結せしめたることなく、其最も盛大なりし時に於ても六萬以上の加入者を有しなかつた。

然るに此當時に於ける保守的舊式の勞働組合は、此革命的團體よりも非常に迅速に發展しつつあつた。唯一の成功とも見らるべきことは、多年革命的勞働組合運動者の隱家を提供したことである。例へば『西部坑夫聯合』(Westarn Federation of Miners)がこれである。

此『西部坑夫聯合』はジョージ・ペティボーン(George Pettibone)が一八九二年アイダホ州クール・ダレーンに於てストライキを行ひたる後獄中に於て計畫し翌年成立したる各種の金屬坑夫の總括的勞働組合であつた。此組合は最初三年間獨立のものであつたが其後『アメリカ勞働聯合』に加入した。併し乍ら內部に於て連帶觀念が缺乏せることに對し不滿を懷き、尙他の產業の職工と密接なる結合をなさんがために僅かに二年にして脫退し、一八九八年『西部勞働者組合』(Western Labor Union)を組織した。此組合は各種の職業に從事する勞働者を包括し、一九〇二年『アリカ勞働者組合』(American Labor Union)と改め本部をビュートからシカゴに移したが更に發展しなかつた。『西部坑夫聯合』は『アイ・ダブルユー・ダブルユー』の組織に對して好意を有し之に參加することは何等從來の主義及び政策の變更を

必要としなと主張して斷然之に參加したが、一九〇八年此組合は保守主義へ方向轉換をなし、同年の大會に於て組合長モーヤー(Moyer)は「吾人は產業別勞働組合が衆望を有せざることを信ずるものである」と言ひ又資本主義制度を撤廢せしむべき政治的活動をなさしむる運動を繼續するけれども『西部坑夫聯合』は「現在の制度の下に於て鑛業に從事する勞働者の狀態を改善する」第一義的目的に注意を集中すべきであると主張した。

『西部坑夫聯合』は『合同鑛山勞働者組合』(United Mine Workers)と親密なる關係を維持せんと欲したが、此の希望は容易に實現せられず相抗爭することも少なくなかつた。次で『西部坑夫聯合』は一九〇九年壓倒的多數の贊成を得て再び『アメリカ勞働聯合』に加盟することとした。斯の如くして一時革命的若しくは急進的勞働組合なりし此組合は、保守的反動的勞働組合と變化した。(Bimba, pp. 230-233. pp. 120-121; Perlman, pp. 208-210; Marot, pp. 48-64; Savage, pp. 120-129, pp. 167-171; Industrial Workers of the World, What is The I. W. W.? Justus Ebert, The I. W. W. in Theory and Practice; Brissenden, The I. W. W., A Study of American Syndicalism, pp. 57-58)

之と全く異る事情にあつたのは『合同アメリカ被服勞働者組合』(Amalgamated Clothing Workers of America)であつた。男子被服業に於ては一八九一年以來『アメリカ合同被服勞働者組合』(United Garment Workers of America)が存在したが之は名義上勞働組合たるに過ぎず、一九一二年に於て僅に五千の組合員を有するに過ぎなかつた。而して現在は『アメリカ勞働聯合』に屬してゐる。一九一二年此團體のニュー・ヨークの組合員は此產業に於ける許し難き狀態の爲めにストライキをなす決心をした。彼等の仲間は數に於ては微弱であつたが、尠く共五萬の勞働者が參加した。此事實は多くの努力を拂はずして被服勞働者を團結せしめ得ることを示すものであるが、勞働組合の指導者は此點に注意を拂はなかつた。遮莫、ストライキに於ては彼等は要求の承認せられるまで鬪ふ堅き決心をなしたが、組合の會長は何等豫備的協議をなさずして仲裁を受容れ、勞働者の復歸を命じた。或者は此命令に服從しなかつたが、此指導者の命令はストライキの氣勢を殺ぎたるのみならず、組合員の失望を招き、急進的勞働者は會長其他の役員の斯かる友を賣るが如き行爲を非難し、秘に同志の團結を堅くした。

一九一四年十月十二日以來テネシー州ナッシュビルの市廳舍に開催せられたる大會に於ては、資格審査委員會が大會の急進論者の手に落ちることを防ぐ爲めに、大都市の代表者の大部分の信任狀を否決した。併し乍ら承認せられたる代表者の中にも組合の政策と幹部に反對の者があり、シカゴの代表者フランク・ローゼンブラム（Frank Rosenblum）は資格審査委員會に於て否決せられたる代表者をも出席せしむべきことを要求したが、議長は此動議を採決することを拒絶した。其處で一味の代表者は大會より脱退し、資格を否認せられたる者と合同して他の會場ダンカン・ホテルを借入れ、自ら『アメリカ合同被服勞働者組合』の代表者なりと宣言するに至つた。此一派の代表者の數は、殘留したる代表者百六十五に對し百十に過ぎず、從つて過半數に達しなかつたが、是等の者は大都市を代表し全體の七十五パンセントに達する組合員を代表せるものであつた。

脱退せる一派は同年十一月の『アメリカ勞働聯合』の年次大會に代表者を派遣し、彼等を『合同被服勞働組合』の代表者として承認せんことを求めた。併し乍らゴンパースは彼等に對して傍聽者としても門戸を開放せず「不法者」とは何等の交渉をなさざることを告げた。次で此紛爭は法廷にまで持出されたが、勿論脱退者の敗訴となつた。彼等は一九一四年十二月二十五日からニュー・ヨークに大會を催し新しき組合の政策を定め、組合の名稱を『アメリカ合同被服勞働者組合』（Amalgamated Clothing Workers of America）と定めた。此組合は進歩的産業別勞働組合であり、規約の前文に於て其主義を次の如く述べて居る。

「勞働者の經濟上の團體は資本家的生産制度によつて存在することゝなつた。而して此制度の下に於ける支配階級と被支配階級との區別は、生産手段の所有に基礎を置いてゐる。是等の手段を所有する階級が支配階級であり、市場に於て常に商品とせられる勞働の外何物をも有せざる階級は被支配階級となるのである。

「不斷の鬪爭が是等二階級の間に行はれてゐる。

「此鬪爭に於て勞働者の經濟上の團體即ち勞働組合は、勞働階級の所有する攻防兩方面の當然の武器である。

「然れども勞働組合が有能にして其目的を充分に果す爲めには、現在の産業

組織の形態に相當する機構を有しなくてはならぬ。

「勞働階級は産業別勞働組合主義を承認しなくてはならぬ。然らざれば萎微するの外はない。

「明白なる知識と階級意識の堅固なる礎石の上に建設せられたる産業別又は産業間の團體は、組織せられたる勞働階級をして生産組織の實際支配權を握らしめ、勞働階級はこれが爲めに用意するであらう」

此新團體は未組織勞働者を團結せしむることを熱心に努力し、時勢が適當であつたので多大の成功を收め、殊にヨーロッパ大戰の勃發以來新しい『合同被服勞働者組合』(Amalgamated Clothung Workers)は全男子被服業を通じて其勢力を擴張し、一九二〇年には二十萬の加入者があつた。それと同時に舊い『合同被服勞働者組合』(United Garment Workers)は『アメリカ勞働聯合』から好意を受けてはゐたが、被服業に勢力を有せざる小組合として存續してゐた。それにも拘らず新しい『合同被服勞働者組合』は二重の組合とは考へられなかつた。それは二重の勞働組合の方法によつて設立せられてはゐない。それは舊い『合同被服勞働者組合』の內部に於ける小數團體の仕事から發展した。二重の勞働組合主義の傳統的方法と其綱領の眞髓は、戰鬪的分子をして理想的組合を組織せしむる事に存する。其組合は舊き勞働組合と競爭的に設立せられ、産業統制の爲めに公然たる鬪爭をなすのである。然るに舊き『合同被服勞働者組合』の戰鬪的分子は、斯の如き方法を用ひなかつた。彼等は組合の內部にありて多數を獲得することに成功した。併し乍らゴンパースと法廷の助力とによりて、彼等は舊き名稱を使用することが禁ぜられ、彼等は組合に新らしき名稱を付することを强制せられた。

此組合は多くの入會金を徵收せず最高十ドル以下なるべきことを規定してゐる。而して此組合を構成するものは種々異なり職業別勞働組合なる場合があり又は國籍及び職業に關係なく總ての被服に關係せる勞働者を含む場合もある。尙ほ此合同被服勞働者組合は其民主的精神に基く組織を特徵としてゐる。而して其由來するところは組合の指導精神に依るのである。平組合員が組合の政策を決定し、其處には權力的支配階級が認められない。組合の中心人物は精神的指導者たるに止まる。尙ほ此組合は『アイ・ダブルユー・ダブルユー』と異り事業主と

の團體協約の價値を信じ爭議の原因たるべき事項を平和の裡に解決する一大機關を發達せしめた。而して被服業に於ける最初の協定は、一九一一年シカゴに於けるハート・シャフナー・マルクス工場に於て成立し、『合同被服勞働者組合』の組織せられたる後は、此組合が多少の修正を加へて之を基本となしたのである。現在に於ては被服業の中心地たるシカゴ、ニュー・ヨーク、ボストン、ロチェスター其他の諸都市に於て多數の協定が成立してゐるが、其根本は勞働組合及び傭主組合の同數の代表者が組織し、此兩團體が俸給を支拂ふ中立の議長が主催者となる職業會議を決定する。若し工場委員長又は其他の勞働組合の代表者が、會社の監督又は勞働係と協議して現行協約の下に於て紛爭を解決することが出來ない場合には、此解決は右の職業會議に提出せられ、其際中立議長は兩者の融和解決に努力するのである。或場合には仲裁委員會が設立せられ、勞資兩者から一名宛の代表者が選ばれ、之に中立の議長を加へたるものを以てする場合がある。(Bimba, pp. 233-235; Savage, pp. 205-219; Perlman, pp. 220-221; Amalgamated Clothing Workers of America, The Clothing Workers of Chicago, pp. 49-71, 72-89)

七　政治運動とストライキ戰術

一八九八年以後十數年間に於て、勞働者の政治的活動は多大の成功を收めなかつた。一八九五年『社會勞働黨』(Socialist Labor Party)は勞働組合との提携を失ひ、大衆と增々離れるに至つた。デレオンが指導者となりても時代の變化を理解せず、其政策を變更し大衆を引入れることをしなかつた。而して政黨の斯の如き態度に不滿を有する者は其數漸次增加し、勞働組合に對する政黨の政策の變化を要求し、此ために一八九九年行はれたる全國執行委員の改選に於ては反對派が勝利を占め、舊役員の退任を決定したが、後者が之を拒絕し、此處に『社會勞働黨』と稱する二つの團體が生ずるに至つた。次でニュー・ヨーク州ロチェスターに開かれたる反對派の大會に於ては、五十九名の代表者が出席し、黨の過半數を代表することが明かとなつたので、彼等は、產業方面に於ける政策を完全に一變した。此大會はユージン・ブイ・デブス(Eugene V. Debs)を會長とする『社會民主黨』(Social Democratic Party)の參加を求めて招待した。此政黨は一八九八年七月シカゴに於て組織せら

れたもので、一九〇〇年には大凡五千の加入者を有した。

此兩黨派の統一を圖る爲めに特別の委員會が組織せられたが、一九〇一年七月に至りて代表者百二十四名を以て漸くインディアナポリスに統一大會を開催する運となり『合衆國社會黨』(Socialist Party of the United States)の基礎を置くことに成功した。此新政黨は急激に發展し、僅かに三年内に其加入者を倍加した。而して第二回大會は一九〇四年開催せられ、百八十四名の代表者が出席した。此時に於ては從來よりも數に於てもその大衆に對する勢力に於ても著るしく强きものとなつた。此社會黨は古き勞働組合の内部に於て活動し『アメリカ勞働聯合』に於ても社會主義者の勢力は急激に增加し、保守的指導者を驚かすに至つた。例へば一九〇二年十一月ニュー・オルリーンスに於ける『アメリカ勞働聯合』の大會に於て、勞働者が勞働の結果を盡く收得し賃銀制度を撤廢するために團結すべきことを勸告する決議案を社會主義者が提出し、熱烈なる討議が行はれたる後、三千七百四十四票對三千三百四十四票の少數の差を以て否決せられたるが如きは、勞働者の間に社會主義者の勢力が如何に擴張せられたるかを示すものである。尙ほ『社會黨』の加入者は一九〇九年五萬、一九一〇年五萬八千、一九一一年八萬五千、一九一二年十一萬八千、一九一三年九萬六千、一九一四年九萬四千であつた。

然るに時の經過と共に社會黨に於ても勞働組合と關係を絶つべき政策が盛んとなつた。初め社會黨は舊き勞働組合に同情を有することを明言したるにも拘らず、黨内の左翼は二重勞働組合政策を推奬し始め、之に對して右翼は舊き勞働組合内部に於て活動することに贊成した。彼等は勞働組合を傭主と鬪爭する爲めの有力なる機關となすことを主張せず、議會の選擧に於ける財政的支持と投票を確保することのみを勞働組合に求めた。此政黨内の左右兩翼の鬪爭は、一九一二年の大會に於て勞働組合問題に關して『社會黨』の中立を言明せしむるに至つた。即ち大會は産業別勞働組合に好意を有したが其實行方法を述べず、希望する結果を古き職業別勞働組合の合同によりて得んとするか、又は舊き組合に反對して新らしき組合を設立することによりて得んとするかには觸れなかつた。

此間の事情に關して指導者の一人であるジョージ・デイ・ヘーロン(George D. Herron)は次の如く述べてゐる。

勞働者の經濟的解放の爲めの政治的活動としての社會主義運動と、資本主義制度の下に於ける經濟的防禦としての勞働組合の發展とは、全く別の事柄である。勞働組合內部の問題に我々を干涉せしめ、或は勞働組合を純然たる政治團體たらしめてはならぬ。それは純然たる政治團體と敎會、學校、法律事務所とを混同することを許さぬと同樣である。

社會黨內部に於け二重勞働組合運動の代表者はデブスであつて、彼は熱心なる『アイ・ダブルユー・ダブルユー』の支持者であり、舊き勞働組合を擊破するのみならず、階級鬪爭の原理に基かざる總ての組合を擊破する政策を採つて居た。彼は一九〇四年十一月二十三日の演說に於て『合同炭坑勞働者組合』を批評して次の如く述べた。即ち「彼等はよく組織せられてゐる。彼等は多數である。彼等は眞に經濟的勢力を有すべき筈である。併し乍ら彼等は之を有しない。何故であるか。共理由は簡單である。彼等が階級鬪爭の基礎の上に組織せられざるがためである。彼等の主義は正しくない。それがために彼等の組織は全國の炭坑勞働者の衷心の支持を受けない」と言つた。又「諸君が勞働者であり、諸君が資本家と共通の經濟的利害を有すると信ずるならば古き勞働組合に止まるがよい。諸君の現狀がそれである。諸君の確信がそれであるなら我々は『アイ・ダブルユー・ダブルユー』に諸君の參加を求めない。併し乍ら若し資本家階級の經濟的利害と分離衝突する經濟的利害を勞働階級が有することを諸君が信ずるならば、舊き勞働組合との關係を絕ち、階級鬪爭の基礎に立つ唯一の組合である『アイ・ダブルユー・ダブルユー』に參加すべきであり、又遠からず之に參加するに至るであらう」と述べて居る。

『社會黨』の地位は時の經過と共に勞働組合運動に關しては二重組合主義を採り其結果組合勞働者の間に於ける社會主義的勢力は薄弱となつた。此他當時の『社會黨』が執りたる重要なる手段は、純然たる日和見主義となり、階級鬪爭主義を捨てたることである。一九一二年五月インディアナポリスに於ける大會には二百七十七名の代表者が出席したが其總てが右翼に屬し規約を改正し、一切の革命的行動を排斥し、其唯一の仕事は選擧であり、政治的活動は幹部が政府の官職を得るための選擧戰に參加することに限られた。(Bimba, pp. 228-230, 235-238)

以上は政治方面に於ける勞働階級の活動であるが、次に此間に於ける經濟的活

動特に勞働爭議の重なるものを觀察して本稿を終るであらう。

一九〇〇年以後に於ける勞働組合運動の指導者は、公然と彼等の最高の目的は事業主と鬪爭するに非ずして鬪爭を避けることに全力を傾注するにあることを述べた。「鬪爭に入るを注意せよ」が標語となつた。ゴンパースの如き一九〇四年下院に於ける勞働委員會の席に於て、賢明なる勞働組合の指導者は其權能に屬する一切の手段を利用してストライキ其他の衝突の起ることを防止するであらうと主張した。斯の如き政策の結果第二十世紀の當初よりヨーロッパ大戰前までの期間に於ては、前時代に於けるが如き大規模の激烈なる好戰的ストライキを見る事は出來ない。それは兎に角として、一九〇〇年九月無煙炭坑に於て賃銀値上の要求よりストライキがあり、十パーセント値上を以て解決したが、一九〇二年には時間短縮と組合承認とを要求してストライキが行はれ、大規模のゼネラル・ストライキとなつた。尙ほ一九〇四年に於ては賃銀の値下の反對のためにストライキが行はれた。是等に就ては既に述べた所で、此處に再び繰返す必要はあるまい。

『アイ・ダブルユー・ダブルユー』の活動の內一般社會の注意を惹きたるものは、『西部坑夫組合』の指導者なるモーヤー（Charles H. Moyer）（イウッド（William D. Haywood）及びペティボーン（Pettibone）の殺人嫌疑事件に關聯せる行動である。此三名の者は一九〇六年二月コロラド州デンバーに於て前知事を殺害したる廉を以て捕縛せられアイダホーに連行せられた。之に對して『アイ・ダブルユー・ダブルユー』は直に彼等の釋放運動を開始し、資金を集め遂に目的を達した。『アイ・ダブルユー・ダブルユー』が指導したるストライキには一九〇七年十一月のネバダ州ゴールドフィールドのストライキもあるが、最も重要なるものは一九一二年三月のマサチューセッツ州ローレンスに於ける纖維工業のストライキである。之は賃銀値下反對のために行はれたるもので、參加せる勞働者は初め一萬四千であつたが、二萬三千に增加し團結が强固となつたので、一層氣聲を擧げ、遂に五セント乃至二十五セントの賃銀の値上と時間外勞働に對する賃銀の增加を得て結末を告げた。之は不熟練の非組織勞働者を傭主に對抗せしめて成功し得ることを實際に證明したものであつた。併し事業主は此讓步に對して勞働者に生產の五割增を强制する各種の手段を取つた。

一九一二年の無煙炭坑に於けるストライキも又注意に値する。同年四月賃銀の値上、勞働組合の完全なる承認、組合費の天引、協定の毎年更改、勞働爭議解決方法の改善等を要求したるストライキがあつたが、僅に十パーセントの値上と、仲裁委員の變更を得たるのみで組合の承認及び組合費の天引制度の要求は拒絶せられ、協約の存續期間は四ヶ年に延長せられて、却つて惡化した。

『國際婦人被服勞働者組合』は一九〇〇年六月組織せられ、其規約に社會主義的目的を掲げてはゐたが、一九〇七年攻擊的方針を採り九週間ストライキをなして新生命を開拓し、次で一九〇九年ニューヨークの地方組合がストライキをなし參加者三萬人に達したので社會を聳動せしめた。此同じ組合に於ては一九一〇年七月、勞働組合を承認せしむるために四萬五千の男女勞働者がストライキを起した。事業主及び官憲は凡ゆる方法を用ひて之を壓迫したが、爭議は二ヶ月半の後勞働者の勝利に歸し、一週五十時間制度、賃銀二十五乃至百パーセントの增加を得、組合の承認に就ては組合の既得の條件を守るべきことを約束した。

男子被服業に於る最初の大規模のストライキは、一九一〇年十月シカゴに於るストライキである。此ストライキは勞働者側に何等の組織がなく他の一方に於て被服業者の團體たる『シカゴ被服卸賣組合』と此組合に參加することを拒絶したるハート・シャフナー・マルクス工場との間に激烈なる競爭が行はれ、獨立の小被服業者は其影響を受けて競爭外に追放せられ、請負仕事に甘んぜざるを得なくなつた。元來、被服業は請負制度によりて行はれるものが多く、此方法によれば所謂製造家が主として生產の統制に從事するが、彼は其生產の大部分を請負人に委託し請負人は勞働者を入れ自己の責任に於て作業せしむるのである。而して請負人たるには多くの資本を必要とせず、僅に借入れたる機械を容るべき屋根部室に於て、信用によりて買入れたる材料を加工せしむれば足るのである。從つて請負人の間に激烈なる競爭を容易に惹起すること屢々であつた。然も製造家にとりては競爭によりて請負價格の引下げられることは利益であるから、斯かる傾向を馴致し易く、之が爲に請負人は其使用する勞働者に支拂ふ賃銀を切下げるに至るのである。極度に低き賃銀、長き勞働時間、不衛生なる狀態―苦汗制度（sweating system）の弊害が生じた。然も此被服業に於ては商品に對する需要の季節的動搖が甚だ

しかつたが、固定資本を要すること少き製造家は、之を調節すべき意思を有しなかつた。

シカゴに於ては大被服業者の團體と之に加入することを拒絶したるハート・シャフナー・マルクス工場とがあり、相互の競爭によりて後者は外部の請負人に作業せしめず、内部の工場にのみ作業せしめ且つ賃銀を切下げんとした。然も勞働者の間には之に對抗すべき勞働組合を有せざるのみならず、新來の移民が競爭者となるが故に、其悲慘なる狀態は增々惡化せざるを得なかつた。彼等は賃銀の切下と勞働時間の延長と不健康なる狀態に惱まされた。生活上の脅威と不滿は遂に凝つてストライキとなり、一九一〇年九月二十日ハート・シャフナー・マルクスの第五工場より勃發した。此行動は間も無く他の工場に傳播して次々に移り、三週間を出ざるに全市四萬の勞働者が同一の行動を執つた。彼等は作業條件の改善、勞働組合の承認、裁工四十八時間、縫工五十時間制度を要求し、十二月に至るも結束を堅くしてストライキを持續し『シカゴ勞働聯合』及び他の諸都市の勞働者が金品を送つて援助したが、遂に悲慘なる敗北をなし、一九一四年『アメリカ合同被服勞働者組合』(Amalgamated Clothing Workers of America)の成立するまで無氣力であつた。

次に一九一三年九月コロラド州の南部炭田地方にストライキが勃發し、一九一四年十二月に至るまで繼續した。此ストライキは勞働組合の承認、其他の要求を傭主が拒絶したる爲に起つたものである。勞働組合の承認は、事業主と交渉するために勞働者が『合同炭坑勞働者組合』の役員を代表者に選出せるに同意することを意味する。コロラド州には事業主が勞働者の勞働組合員なる廉を以て之を解雇することを禁止する法令があつた。然るに事業主は之を無視し、且つ勞働組合の承認は當然鑛山を完全に勞働組合化することゝなることを知つて居た。夫故に彼等は勞働者の十パーセントのみが勞働組合に屬するに過ぎず、他の九十パーセントは組合外にあることを主張して此要求を拒絶した。而してストライキの進むに從つて、屢々暴動化したる行爲が行はれた。多くのストライキをなせる勞働者の家族が避難して居た部落を燒拂ひ燒死者を出し、兩者の間に流血の慘事を惹起する危機が切迫したが、聯邦の軍隊の來着によつて漸く鎭定せられ、勞働者は遂に敗北せしめられた。尤も其後コロラド燃料鐵會社は作業條件の決定に對

して勞働者に發言權を與へる新制度を樹立して若干の改善をなすに至つた。併し之は勞働者の多大の犧牲に相當する收穫であるといふことが出來ない。（完）

(Bimba, pp. 239-246; Clothung Workers of Chicago, pp. 17-48; Marot, pp. 124-126; Savage, pp. 91-92)

（昭和六年十一月二十七日稿）

フリィドリッヒ・フォン・ウィーザアの歸算理論

小池德太郎

一

「獨逸に於て理論的攻究が著しく衰退の徴を示しつゝあつた時に、尙理論的思考の傳統が維持されたのは限界效用理論の一貢獻である。」(O. Spann, Types of Economic Theory, translated by Eden & Ceder Paul, 1930. p. 269) 寔に歴史學派が尨大なる事實の集積の下に呻吟しつゝありし際に、限界效用理論を提唱して立つた墺太利學派によつて、理論經濟學は新しい發展途上に置かれた。それ以後の理論經濟學は、その叙述に於て、必ず多少とも限界效用學說に關說しなければならなかつた。即ち該學說は優勢なる「社會的輿論」の內に充分なる支柱を見出し、忽ちに「學界の輿論」となつてしまつたのである。

併し乍ら、何れの理論に於ても然うである樣に、限界效用理論も既にその發展途上に立つや否や、方法論的に或はその理論內容に關して、超越的な或は內在的な批判を受けて來た。然かも墺太利學派の發展は該學派の內部に於ても種々なる意見の不一致を暴露するに至つた。